

姫路市空き家改修支援事業（交流施設型）申請時チェックリスト

1 空き家に関する事項

<input type="checkbox"/>	姫路市空き家バンクに登録されている物件であること。姫路市空き家バンクを利用した取引から1年以上経過する物件ではないこと。
<input type="checkbox"/>	本事業申請時点において、概ね6か月以上居住の用に供されていないこと。
<input type="checkbox"/>	定期的に活用していないこと（法事のみ利用、維持管理のための清掃等を含む。）。
<input type="checkbox"/>	別荘等保養の用に供していないこと。
<input type="checkbox"/>	同じ敷地内の母屋又は離れに居住していないこと。
<input type="checkbox"/>	法人又は個人事業者が所有する物件ではないこと。
<input type="checkbox"/>	本事業又は兵庫県が実施する空き家活用支援事業において、補助金の交付を受けたものでないこと又は受ける予定のものでないこと。
<input type="checkbox"/>	昭和56年5月31日以前に着工された物件にあっては、地震に対する安全性に係る規定又は基準として政令で定めるもの（以下「耐震基準」という。）に適合するものであること又は第10条に規定する実績報告を行うまでの間に耐震基準に適合するための改修工事が完了するものであること。
<input type="checkbox"/>	災害危険区域に関する条例（昭和46年兵庫県条例第62号）に規定する災害危険区域又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害特別警戒区域内に存する物件でないこと。

2 申請者に関する事項

<input type="checkbox"/>	申請者が当該空き家について、姫路市空き家バンクを利用して三親等内の親族又は申請者と生計を一にする者との間で売買又は賃貸借契約を行ったもの又は行う予定のものでないこと。
<input type="checkbox"/>	市税又は申請者が賦課期日後に姫路市に転入した場合にあっては、転入前の居住地における市区町村税を滞納していないこと。
<input type="checkbox"/>	申請者が本事業又は兵庫県が実施する空き家活用支援事業において、当該空き家について補助金の交付を受けたものである場合又は受ける予定でないこと。
<input type="checkbox"/>	偽りその他不正な手段により申請を行っていないこと。
<input type="checkbox"/>	申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。

以上のことについて確認しました。

年 月 日

住 所
氏 名

印